

平成26年度  
第12回高松市農業委員会農地部会  
議 事 録

平成27年3月10日開会

高松市農業委員会

平成26年度第12回高松市農業委員会農地部会議事録

開催日時 平成27年3月10日（火）午後1時50分開会

開催場所 高松市役所第32会議室

出席委員 19人

- 1番 高砂 清一（農地部会長）
- 2番 片山 久男
- 3番 田井 天久
- 4番 上砂 正義
- 5番 三笠 輝彦（会長）
- 6番 木村 保夫
- 7番 妻鹿 常男
- 8番 小山 智
- 9番 横井 豊
- 11番 能祖 壽一（会長職務代理者）
- 12番 河北 初雄
- 13番 富本 正樹
- 14番 妹尾 嘉起
- 15番 湊 敏好
- 16番 原田 和幸
- 17番 久保 宣仁
- 18番 森西 征二
- 19番 藤原 正雄
- 20番 谷口 勝幸（農地部会長職務代理者）

欠席委員 1人

- 10番 森口 憲司

農業委員会事務局等出席者

- 農政課長 川西 好春
- 農地係長 多田 利浩
- 主任主事 稲井 稔
- 主任主事 豊島 俊治
- 主任主事 寺井 康弘
- 主任主事 藤井 照彦
- 農林水産課主査 森 亮介

## 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について  
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の取下願について
- 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
（一般議案）
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請  
について
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
（特別議案）
- 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
（一般議案）
- 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第9号 競売買受適格証明願について
- 議案第10号 非農地証明願について
- 議案第11号 みどり豊かであるおいのある県土づくり条例第18条第1項の  
規定による開発計画に対する意見について
- 議案第12号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意  
見について
- 議案第13号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 議案第14号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第15号 農業経営改善計画の認定に係る意見について
- 報 告 農地法第4条第1項・第5条第1項関係諮問事案に対する農  
業委員会会長許可専決処分について

**議 長(農地部会長)** ただ今から平成26年度第12回高松市農業委員会農地部会を開会いたします。

ただ今の出席委員は20人中16人で、部会は成立しております。欠席委員は森口委員です。また、三笠委員、妻鹿委員、藤原委員からは、少し遅れて出席するとの連絡を受けております。

なお、議事に入る前に、本年2月から新たな電算システムが導入され、議案書の表記方法が変更になりました。その変更部分について事務局の説明を求めます。

**多田農地係長** 今までのシステムは平成5年に開発され、現在まで運用されていましたが、不具合や必要な事務処理に対応できない個所が発生していたこと、また、平成26年4月の農地法の改正により農地台帳及び農地に関する地図の公表が規定されたことから、その業務に対応するため本年2月に新たな処理システムを導入したところです。そのシステム由来のため、議案書の表記方法について変更が生じています。

まず、議案の構成の大きな変更点から御説明申しあげます。今までの議案は、農地法第3条に関しては、所有権と貸借権に区分した後に、その他の条項案件と同様、地区部会、町名順で構成されておりました。

新システムによる議案構成は、同法第3条及び第5条については、まず、所有権・賃借権・使用貸借による権利の順にまとまり、次に、その権利ごとに地区部会、町名順に並ぶようになっていきます。なお、同法第4条及び第18条第6項の規定による通知並びに使用貸借に係る農地返還通知及び事業計画変更等については、従来どおり地区部会、町名順に並びます。

続いて、議案の表示内容についてですが、同法第3条及び第5条の借受・譲受人、貸出・譲渡人の表示位置が変更されています。従来は、議案に向かって右側に貸出・譲渡人又は転用者が表示されていましたが、左側に変更され、権利取得者等が最初に表示されるようになったものです。また、申請地が2筆以上の案件については、合計面積を借受・譲受人欄の最下段に表示しております。

最後に、転用目的の表示ですが、従来は資材置場用地のように〇〇用地と表記していましたが、香川県農業会議への諮問表に合わせて、用地の表示を削除しております。ただし、議案説明においては、喋り言葉として用地を追加して説明させていただきます。

システム上変更できない部分を除き、その他の部分については、従来と変更が無いようにしていますが、導入して間もないことから、表記の位置や内容が統一されていない部分について、今後、改良する必要がある場合があると思われませんが、回次を重ねながらより良いものにしていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問等は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、今後、運用を行う中でより精度を高めてもらいたいと思います。

それでは議事に入ります。まず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 御異議が有りませんので、議事録署名委員は6番木村委員、9番横井委員の御兩名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

豊島主任主事 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申しあげます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、賃貸人が転用するため農地法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権2番のとおりです。

2番は、賃貸人が転用するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第4条第1項の規定による許可申請10番のとおりです。

3番も、賃貸人が親族に利用させるため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。譲渡しの内容については、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権4番のとおりです。

4番は、賃貸人が転用するため農地法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借3番に、また、その排水管の埋設については同法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借1番のとおりです。

5番も、賃借人が別の農家に譲るため農地法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

6番と7番も、賃貸人が期間満了により農地法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

8番と9番は、賃借人が労力不足のため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

10番も、賃借人が別の農家に譲るため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。譲渡しの内容については、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権16番のとおりです。

2ページをお開きください。

11番から14番までも、賃貸人が貸付先を変更するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

15番も、賃貸人が転用するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約

するもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権41番のとおりです。

16番も、貸借人が貸付先を変更するため農業経営基盤強化促進法による貸借借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

17番も、貸借人が自ら耕作するため農業経営基盤強化促進法による貸借借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

18番も、別の農家に譲るため農業経営基盤強化促進法による貸借借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。譲渡しの内容については、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権25番のとおりです。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

議案書3ページをお開きください。

1番は、貸借人が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権3番のとおりです。

2番は、貸借人が自ら耕作するため返還を受けたものです。

3番は、貸借人が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第4条第1項の規定による許可申請14番のとおりです。

4番と5番も、貸借人が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権13番及び16番のとおりです。

6番は、貸借人が耕作者を変更するため返還を受けたものです。

7番は、貸借人が転用するため返還を受けたものです。

8番も、貸借人が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権17番のとおりです。

4ページをお開きください。

9番と10番は、借借人が病気のため返還したものです。

11番は、貸借人が自ら耕作するため返還を受けたものです。

12番は、貸借人が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権38番のとおりです。

13番は、貸借人が耕作者を変更するため返還を受けたものです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について18件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について13件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の取下願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の取下願について御説明申しあげます。

議案書5ページをお開きください。

本件は、平成26年12月15日付けで納屋拡張用地として申請されましたが、その後、建築基準に合致しないことが判明したため、取下願が提出されたものです。

なお、申請地には既に納屋が建築されておりますが、取り壊した後、隣接地で計画されている宅地分譲用地と併せて転用されます。農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願1番及び同項の規定による許可申請所有権42番に関連しています。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の取下願について1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の取下願については、承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 御異議が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の取下願については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書6ページをお開きください。

1番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、近接する事業所から賃借の申込みがあったことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.64平方メートルを224枚、4基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を

受け、四国電力への系統連系の申込みも平成26年1月30日に受付けされ、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番も、発電出力89.1キロワット、パネル1枚の面積約1.27平方メートルを400枚、8基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請者は労力不足から農業を廃止するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成26年2月18日に受付けされ、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が2.68平方メートル有ります。

4番は、隣接の事業所から駐車場としての利用希望があったため、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成4年ごろに造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

5番は、宅地への進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成5年ごろに造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が728.43平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

6番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成17年ごろに造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権6番に関連しています。

7番も、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成9年10月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。



8番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については第2種農地に区分されますが、宅地拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が297.37平方メートル有ります。

7ページをお開きください。

9番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道牟礼・中新線に近く、周辺は分譲住宅・共同住宅等により宅地化が進み閑静で住環境の良い地域に在り、入居も見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

10番は、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.32平方メートルを300枚、8基の太陽光発電設備として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請者が農業を廃止し、将来にわたって安定した収入を得るために転用するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成26年10月20日に受付けされ、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知2番に関連しています。

11番は、実家から独立して、新たな農家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、実家に近く、継続して農業に取り組めるため、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用地として、用途廃止する水路が32.15平方メートル有ります。

なお、申請地は1,000平方メートルを超えていますが、高台に在り、申請面積のうち555平方メートルは法面で利用しがたく、有効利用面積は674平方メートルとなり問題は有りません。

12番は、納屋・車庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、5戸以上の集落に接続して設置される業務上必要な施設で、不許可の例外に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成17年10月ごろに造成し、納屋・車庫を建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

13番は、隣接地が宅地分譲用地として転用されることに伴い水路の管理用道路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

14番は、申請者が経営する事業所への貸倉庫・資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道に面し交通の利便性が良く、事業所も近接していることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成25年4月に倉庫を建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地介在田が134平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。使用貸借に係る農地返還通知3番に関連しています。

15番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道11号線東バイパスに近く、周辺は分譲住宅・共同住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域に在り、入居が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が66.19平方メートル有ります。

16番は、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.32平方メートルを432枚、12基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、労力不足の申請者が農業経営を縮小し安定した収入を得るため、自宅に近く管理がし易い申請地を選定したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成26年3月29日に受付けされ、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

17番は、貸住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存の貸住宅の隣接地に車庫・物置を設置するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成10年7月に建築済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

18番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請者は労力不足のところ近隣の事業所から駐車場として賃借申込みがあったもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

8ページをお開きください。

19番は、発電出力39.6キロワット、パネル1枚の面積約1.94平方メートルを144枚、7基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、河川に隣接し冠水し易く、不整形で耕作不向きであることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成26年9月30日に受付けされ、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

20番は、高齢で農業を廃止する申請者が近隣の住宅団地の住人のための露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

(三笠委員・妻鹿委員・藤原委員入室)

21番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、宅地の隣接地であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成15年11月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が314.04平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

22番は、発電出力48.1キロワット、パネル1枚の面積約1.22平方メートルを216枚、5

基の太陽光発電設備及び9台分の露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、自宅に近く管理がし易く、また、隣接地の共同住宅入居者から駐車場として利用希望があることから申請地を選定したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成27年1月9日に受付けされ、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

23番は、申請地隣接の飲食店・事業所への露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、駐車場としての借受け申込みがあることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

24番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地の隣接地へ納屋を建築するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成7年ごろに造成し納屋1棟を建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が552.31平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

25番は、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.68平方メートルを195枚、12基の太陽光発電設備・倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、河川に挟まれ不整形で耕作不向きであることから申請地を選定したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成26年9月30日に受付けされ、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

26番は、自宅を事務所と兼用し、サービス業を行っている申請者の来客用露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、自宅兼事務所の隣接地を転用するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成11年6月に造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が420.37平方メートル有ります。併せ

て無断転用の解消を図るものです。

27番は、申請者が経営している隣接事業所社員用の賃貸住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、宅地の隣接地で管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

28番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅及び納屋を建築するため宅地の隣接地を転用するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和53年から平成17年の間に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が760.49平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

29番は、農家住宅の宅地拡張・露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地の隣接地に車庫と納屋を建築するため及びななめ向かいの集落共同墓地の墓参者のための駐車場設置であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、いずれも昭和49年ごろに建築、造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が803.25平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

9ページをお開きください。

30番は、道路・水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請者の農地の耕作利便性向上のための農業用施設であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和47年ごろから利用中ですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

31番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、狭小で耕作に不向きな農地を周辺住宅団地の住人向けの駐車場として転用するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成17年ごろに造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除

措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

32番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請者は高齢で農業経営の縮小を余儀なくされており、申請地は主要地方道高松・王越・坂出線に近く交通の利便性が良く、周辺は事業所も多く、入居が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が72.06平方メートル有ります。

33番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、狭小農地を庭園として利用するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成10年ごろに造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が1,133.19平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

なお、1,000平方メートルを超えていますが、隣接に所有農地が無く、超過面積が133.19平方メートルで、農業上利用しがたい狭小残地であり問題有りません。

34番は、農家住宅の宅地拡張・進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、主たる部分は進入路であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成18年ごろに造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が1,036.99平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

なお、1,000平方メートルを超えていますが、住宅敷地として利用できない進入路が132平方メートル有り、利用率も問題有りません。

35番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、納屋を建築するため隣接地を転用するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成17年ごろに建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が327.39平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について35件であります。許可相当の御判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する

旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**藤井主任主事** 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について御説明申しあげます。

議案書10ページをお開きください。

本件は、平成26年12月15日付けで宅地分譲用地9区画として転用申請していましたが、転用計画に変更があったことから、新たな転用申請を行うために一たん取下願が提出されたものです。

農地法第4条第1項の規定による許可申請の取下願1番及び同法第5条第1項の規定による許可申請所有権42番に関連しています。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願については、承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第4号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**藤井主任主事** 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書11ページをお開きください。

1番は、平成26年7月30日付けで分譲住宅用地3区画として転用許可を受けていましたが、顧客からの要望で1区画当たりの面積を拡大するため、分譲住宅用地を3区画から2区画に変更するものです。

なお、1区画当たりの面積は500平方メートル以下であり、予定建築物の利用率も22パーセントを超えていることから問題は有りません。

2番は、平成26年10月27日付けで露天資材置場用地として転用許可を受けていましたが、隣接農地を取得して資材置場として一体利用することにより、国道からの出入りをし易くするために転用区域を拡大し、併せて工事完了日を平成27年1月31日から同年6月30日まで延長するものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権37番に関連しています。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、承認することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

特別現地調査については、件数が多いことから昨日9日に実施いたしました。現地調査委員を代表して木村委員より御説明をお願いいたします。

**木村委員** 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申しあげます。

今回の特別現地調査委員は、高砂部会長を始め小山委員、横井委員と私、木村の4名でした。それでは、別紙の第5条特別議案書を御覧ください。

1番の申請地は、高松市立龍雲中学校東600メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は県道三木・国分寺線に近く交通の利便性が良く、周辺は医療機関や商業施設が整い、分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が320.24平方メートル有ります。使用貸借に係る農地返還通知1番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市立龍雲中学校東600メートルに在り、1番の転用者の関連会社が1番の隣接地を分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、1番の申請地と同じく交通の利便性が良く、生活関連施設が整



い住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が243.58平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、高松市立川添小学校北西600メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は主要地方道高松・長尾・大内線に近く交通の利便性が良く、周辺は教育機関・医療機関や商業施設が整い住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

4番の申請地は、琴電長尾線木太東口駅東400メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は県道高松・志度線に近く交通の利便性が良く、周辺は商業施設が整い、分譲住宅等で宅地化が進み住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が102.68平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2ページをお開きください。

5番の申請地は、琴電長尾線西前田駅西600メートルに在り、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は長尾街道や県道太田上町・志度線に近く交通の利便性が良く、周辺は大型商業施設や飲食店が整い住環境の良い地域に在り、入居が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。給水管を埋設することから、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借2番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

6番の申請地は、香川大学工学部南200メートルに在り、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地周辺は閑静で住環境が良く、近隣に大学や多くの事業所が在り、入居が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知8番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

7番の申請地は、香川大学工学部南西150メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は県道太田上町・志度線に近く交通の利便性が良く、周辺は教育機関や商業施設が整い、分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

8番の申請地は、高松市立大野小学校北東700メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は用途地域に近接し、国道193号線に近く交通の利便性が良く、周辺は商業施設が整い、転用者の関連会社が開発分譲した住宅団地に接続するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

9番の申請地は、高松市立檀紙小学校南東800メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は主要地方道三木・国分寺線や高松西インターチェンジに近く交通の利便性が良く、周辺は共同住宅や分譲住宅等で宅地化が進み閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

私の説明はここまでとさせていただきます、議案番号10番からは小山委員にお願いします。

**小山委員** 特別現地調査委員の小山です。10番からは私の方から説明申しあげます。

10番の申請地は、高松市立円座小学校北西400メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は国道32号線に近く交通の利便性が良く、周辺は教育機関・医療機関が整い、分譲住宅等で宅地化が進み閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

11番の申請地は、高松市立鬼無小学校北50メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地はJR鬼無駅や県道高松・善通寺線まで500メートルの距離に在り、周辺は教育機関や医療機関が整い閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が130.44平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

12番の申請地は、高松市立鬼無小学校の北側の隣接地で11番の申請地の20メートル南に位置し、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は11番と同じくJR鬼無駅や県道高松・善通寺線まで500メートルの距離に在り、周辺は教育機関や医療機関が整い閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用地として、用途廃止する農道・水路が46.73平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

13番の申請地は、高松市立国分寺南部小学校北200メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、周辺は教育機関や商業施設が整い宅地化が進み閑静で住環境の良い地域に在り、また、転用者が開発分譲中の住宅団地に接続するもので、転用理由と農地区分については適当であ

ると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用山林等が439.05平方メートル有ります。使用貸借に係る農地返還通知12番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

14番の申請地は、高松市立国分寺中学校南東700メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は六ツ目山麓に在って自然豊かで、周辺は分譲住宅等で宅地化が進み閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用地として、用途廃止する農地・水路が124.63平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

4ページをお開きください。

15番の申請地は、高松市立国分寺南部小学校北700メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が346.73平方メートル有ります。農地法第18条第6項の規定による通知15番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

16番の申請地は、高松市立国分寺南部小学校北西400メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、学校にも近く、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が81.15平方メートル有ります。農地法第4条第1項の規定による許可申請の取下願1番及び同法第5条第1項の規定による許可申請の取下願1番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

17番の申請地は、香川県農協中央地区営農センター南550メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は県道高松・長尾・大内線に近く交通の利便性が良く、周辺は商業施設や医療機関が整い、分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

18番の申請地は、高松市立十河小学校西500メートルに在り、賃借権設定によりガソリンスタンドの店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は主要地方道三木・国分寺線に面し、事業所や大型商業施設が集中する地域に在り車の通行量が多く、また、近隣には同様な施設が無く利用が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、油水分離槽を設置するなど被害防除措置も適切であると考えます。併用地として、用途廃止する農道・水路等が102.52平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案18件であります。許可相当の判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の議決も併せて審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**藤井主任主事** 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

まず、所有権移転による申請から御説明申しあげます。

議案書12ページをお開きください。

1番は、庭園用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、非農家の自己住宅用地と発電出力6.72キロワット、パネル1枚の面積約1.68平方メートルを32枚、6基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連携の申込みも平成26年10月6日に受付けられ、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知1番に関連しています。

5番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、近隣には大型量販店・医療機関が整い、周辺は住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域に在り、入居が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が28.68平方メートル有ります。

6番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成17年に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第4条第1項の規定による許可申請6番に関連しています。併せて無断転用の解消を図るものです。

7番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成9年10月ごろに一部造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

13ページをお開きください。

8番は、従業員及び来客用の駐車場が不足し、また、事業用の備品等が増えて保管庫が必要となったことから、倉庫・駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、本社にも隣接し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、現住宅地が崖地に在り、台風被害に会って転居することになったため、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地はこれまでと同じ自治会・学校区であり、周辺は宅地化が進み閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、現住宅は取り壊す予定です。

10番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

13番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域に近接し、近隣には医療機関・コトデンの駅等が有り、周辺は住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が196.69平方メートル有ります。使用貸借に係る農地返還通知4番に関連しています。

14番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

16番は、所有宅地に建物を建築するに当たり、建築基準法に適合する進入路が無いことから、宅地への進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地への進入路であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知5番に関連していません。

14ページをお開きください。

19番は、住宅をリフォームするため敷地調査を行ったところ、敷地の一部が隣接農地にはみ出していることが判明したことから、現況に合わすため、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成5年11月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が463.39平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

20番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は宅地化が進み閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

21番も、20番の転用者の父親で、高齢のため、息子の隣で非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、息子の住宅に隣接し、周辺は宅地化が進み閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、20番・21番は売買による所有権移転であり、宅地建物取引業法に抵触するおそれがあることから、香川県住宅課に今後、同様の取引を行わない旨の誓約書を差し入れています。

22番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域に在り、近隣には事業所も多く入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

23番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。



立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

24番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、近隣には医療機関・教育機関が整い、周辺は住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

26番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道岩崎・高松線沿いにあり、周辺は分譲住宅等で宅地化が進み閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が18平方メートル有ります。

27番も、叔母所有の農地を譲り受け、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、将来叔母の所有農地を耕作する予定であり、叔母所有農地に近く、周辺は分譲住宅等で宅地化が進み閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

15ページをお開きください。

28番は、家族の所有車両が増え、住宅敷地内で駐車スペースが確保できないことから、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成24年4月に造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が783.69平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

29番は、所有農地への進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、所有農地への進入路であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

30番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道32号線沿いに在り、近隣には医療機関・教育機関が整い、周辺は住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

33番は、事業用資材が増加し保管場所が不足していることから、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事業所に隣接し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用山林が2,509平方メートル有ります。

16ページをお開きください。

36番は、住宅敷地内で駐車スペースが取れないことから、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成25年1月に車庫を建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が955.83平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

なお、申請地は1,000平方メートルを超えていますが、隣接に所有農地が無く、超過面積が59.83平方メートルで、農業上利用しがたい狭小残地であり問題有りません。

37番は、転用許可を得て造成工事中の資材置場へ国道からの出入りを可能とするため露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、転用工事中の資材置場を拡張し、国道からの出入りができ利便性が良くなることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請2番に関連しています。

40番は、宅地分譲の開発に伴って、周辺農地への農作業車両の通行路を確保するため進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用山林等が831.44平方メートル有ります。17ページをお開きください。

44番は、中古車販売業を営む転用者が、新たに販路拡大を図るため、同業他社との競争が少ない申請地を取得して事務所兼倉庫及び水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道西植田・高松線沿いに在り交通の利便性が良く、周辺は住宅開発が進み需要が見込まれる地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

45番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

46番は、小学校の児童数が増え教材等の保管場所が不足していることから、プレハブ倉庫を設置するため学校用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、校舎敷地に隣接し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

47番は、営業車両の駐車場が不足していることから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、所有する駐車場に隣接し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が136平方メートル有ります。

続きまして、賃借権による申請について御説明申しあげます。

18ページをお開きください。

1番は、保育園職員及び保護者の送迎用駐車場が不足していることから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、保育園に隣接し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が 63.79 平方メートル有ります。

2 番も、事業拡大により所有車両が増え駐車場が不足していることから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事業所に隣接し利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成 21 年 9 月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

続きまして、使用貸借による申請について御説明申しあげます。

19 ページをお開きください。

1 番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

2 番は、母所有の農地を借り受けて、発電出力 57.72 キロワット、パネル 1 枚の面積約 1.63 平方メートルを 192 枚、10 基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、段々畑の耕作不便地で維持管理が難しいことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連携の申込みも平成 26 年 9 月 30 日に受付けされ、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路等が 41.99 平方メートル有ります。

3 番は、母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知 4 番及び同法第 3 条第 1 項の規定による許可申請使用貸借 1 番に関連しています。

4 番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道高松・志度線沿いに在り、実家に近接した住環境の良い地域に在ることから、転用理

由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、申請地は500平方メートルを超えていますが、隣接に所有農地が無く、超過面積が61平方メートルで農業上利用しがたい狭小残地であり問題有りません。

5番は、母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近接し、周辺は宅地化が進み閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、夫所有の農地に夫婦共同施工により非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近接し小学校にも近く、周辺は宅地化が進み閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、周辺は宅地化が進み閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が165.69平方メートル有ります。

9番は、父所有の農地を借り受けて、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.22平方メートルを324枚、4基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連携の申込みも平成26年9月30日に受付けされ、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

10番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道を挟んで実家が在り、周辺は宅地化が進み住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

11番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、周辺は宅地化が進み住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

12番も、祖父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、周辺は宅地化が進み住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。進入路用地として併用雑種地が47平方メートル有ります。

13番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、周辺は宅地化が進み住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

20ページをお開きください。

14番も、妻の祖父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近接し、周辺は宅地化が進み住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

15番は、父所有の農地を借り受けて、納屋を建築するため農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考え

えます。

一般基準については、昭和43年ごろに建築済みですが、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が414.24平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

16番は、伯父所有の農地を借り受けて非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近接し、周辺は宅地化が進み住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案48件であります。許可相当の御判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**稲井主任主事** 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書21ページをお開きください。

1番は、譲渡人が労働力不足であることから経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

審査基準のうち、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番も、譲渡人が耕作不便であることから経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

3番は、小作人が小作地を譲り受けるとともに、経営規模拡大のため小作地以外の農

地も含めて取得するもので、取得後は引き続き水稲・野菜を栽培するものです。

4番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稲を作付けするものです。農地法第18条第6項の規定による通知3番に関連しています。

5番と6番は、自作地を相互に交換するもので、取得後はそれぞれ水稲を作付けするものです。

22ページをお開きください。

7番は、農業後継者である子へ一括贈与するもので、取得後も引き続き水稲を作付けするものです。

8番は、経営規模の拡大を希望する譲受人の希望により譲り渡すもので、取得後は水稲を栽培するものです。

9番は、農業後継者である子へ一括贈与するもので、取得後も引き続き水稲・野菜を作付けするものです。

23ページをお開きください。

10番は、譲渡人が耕作不便であるため経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稲を作付けするものです。

11番も、譲渡人が高齢により経営を縮小することから、経営規模の拡大を希望する農業生産法人へ譲り渡すもので、取得後はシキビ・サカキを栽培するものです。

なお、農業生産法人としての法人形態要件・事業要件・構成員要件・役員要件は満たしています。

12番も、譲渡人が労力不足であることから11番と同じく経営規模の拡大を希望する農業生産法人へ譲り渡すもので、取得後はシキビ・野菜を栽培するものです。

13番と24ページの14番は、土地整形を希望する譲受人の希望により譲り渡すもので、取得後は水稲を作付けするものです。

15番と16番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稲を作付けするものです。

なお、16番は、農地法第18条第6項の規定による通知10番に関連しています。

25ページをお開きください。

17番も、経営規模の拡大を希望する譲受人の希望により譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

18番は、譲渡人が労働力不足であることから新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借5番に関連しています。

19番は、農業後継者である子へ部分贈与するもので、取得後も引き続き果樹を栽培するものです。

20番と21番は、土地整形を希望する譲受人の希望により譲り渡すもので、取得後は水



稲を作付けするものです。

26ページをお開きください。

22番は、譲渡人が労力不足であることから経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稲・野菜を栽培するものです。

23番は、先月、競売買受適格証明を得た譲受人が競落により取得するもので、取得後も引き続き水稲を作付けするものです。

24番は、経営規模の拡大を希望する農業生産法人が競落により取得するもので、取得後は麦を栽培するものです。

なお、農業生産法人としての法人形態要件・事業要件・構成員要件・役員要件は満たしています。競売買受適格証明願1番に関連しています。

25番は、譲渡人が労力不足であることから買換えを希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稲を作付けするものです。農地法第18条第6項の規定による通知18番に関連しています。

26番も、25番の買換えを希望する譲渡人が、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稲を作付けするものです。

27番は、譲渡人が労力不足であることから経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は花木を栽培するものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借について御説明申しあげます。

議案書27ページをお開きください。

1番は、隣接地で住宅を建築する借人が、排水管を埋設するため農地を20年間借り受けるものです。農地法第18条第6項の規定による通知4番及び同法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借3番に関連しています。

2番も、隣接地で賃貸共同住宅を建築する借人が、給水管を埋設するため農地を30年間借り受けるものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権15番に関連しています。

3番は、経営移譲年金受給のため後継者へ10年間貸し付けるもので、引き続き水稲・野菜を作付けするものです。

28ページをお開きください。

4番も、経営移譲年金受給のため後継者へ20年間貸し付けるもので、引き続き水稲を作付けするものです。

5番は、新規営農を希望する借人が、5年間借り受けて野菜を栽培するものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権18番に関連しています。

6番は、経営移譲年金受給のため後継者へ10年間貸し付けるもので、引き続き水稲・野菜を栽培するものです。

29ページをお開きください。

7番も、経営移譲年金受給のため後継者へ10年間貸し付けるもので、引き続き水稲を作付けするものです。

以上、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転27件、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借7件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第9号 競売買受適格証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**稲井主任主事** 議案第9号 競売買受適格証明願について御説明申しあげます。

議案書30ページをお開きください。

本件は、耕作目的で高松地方裁判所の競売に入札するため、平成27年2月10日に申請されたものですが、適格要件を満たしており、入札期限が同月13日であったため、農地部会長専決により同日証明したものです。申請者は農業生産法人であり、法人形態要件・事業要件・構成員要件・役員要件は全て満たしており、取得後は麦を作付けするものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権24番に関連しています。

以上、議案第9号 競売買受適格証明願の専決処分について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第9号 競売買受適格証明願の専決処分について承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第9号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第10号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**寺井主任主事** 議案第10号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書31ページをお開きください。

本件は、納屋として利用しているもので、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行うものが、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な2アール未満の農業経営施設の用に供する場合」に該当するものです。

以上、議案第10号 非農地証明願について1件、御審議をいただきますよう、よろし

くお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第10号 非農地証明願については、非農地相当として証明することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第10号 非農地証明願については、非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第11号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**豊島主任主事** 議案第11号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

平成27年2月4日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会が3件ありました。これは、同年1月28日付けで1件、同月30日付けで2件、高松市内の採石事業者から香川県知事宛に、採石事業継続のため土地開発行為変更協議書が提出されたことに伴うものです。

土地開発行為を行う土地の所在は、牟礼町牟礼地区の採石場で、協議者は3者であります。開発計画の内容は、添付資料の変更協議書の計画のとおりですが、今回の土地開発行為変更協議の主たる目的は開発期間の延長であり、完了日を平成30年3月25日及び同月28日まで変更するというものです。

現地調査を平成27年3月2日に牟礼町担当農業委員と地区担当職員で実施した結果、採石場の周辺には農地が無く、裾野に農地が多少有ることから、高松市長宛には「本採石場の周辺には農地が有りませんが、開発行為に当たっては、採石場の裾野にある農地の農作物に影響を及ぼさないよう万全を期すこと」との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第11号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第11号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見については、原案のとおり意見決定し回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第11号については、原案のとおり意見決定し回答することに決定いたしました。

次に、議案第12号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**豊島主任主事** 議案第12号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について御説明申しあげます。

資料2を御覧ください。

平成27年2月13日付けで高松市長から採石法に基づく採取計画認可申請に対する意見照会が3件ありました。これは、同年1月28日付けで1件、同月30日付けで2件、牟礼町等の採石事業者から香川県知事宛に採取計画認可申請書が提出されたことに伴うものです。

土石の採取場は、牟礼町牟礼地区の採石場で、申請者は3者であります。土石の採取場及び申請者は議案第11号と同一であり現地調査に基づき、本件意見照会についても、高松市長宛には「本採取場の周辺には農地がありませんが、採取行為に当たっては、採石場の裾野にある農地の農作物に影響を及ぼさないよう万全を期すこと」との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第12号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第12号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見については、原案のとおり意見決定し回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議長** 御異議が無いようでありますので、議案第12号については、原案のとおり意見決定し回答することに決定いたしました。

次に、議案第13号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**多田農地係長** 議案第13号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について御説明申しあげます。

資料3を御覧ください。

平成27年3月5日付けで、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、高松市長から高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見伺いが提出されております。

申請のあった案件については、各地区部会において現地調査及び御審議をいただいたところ、問題の無い旨報告を受けております。

資料の内容につきまして御説明いたします。

農用地区域からの除外内容につきましては、次ページの総括表を御覧ください。対象

地番及び除外後の用途が中ほどの欄に記載されております。また、ページ中央部の箱書きの中に、除外後の用途区分ごとの総件数及び総面積が記載されています。右端の合計欄のとおり、今回の除外件数の合計が5件、合計面積が1,009平方メートルとなっています。

以上、議案第13号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第13号については、異議の無い旨回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議長** 御異議が無いようでありますので、議案第13号については、異議の無い旨回答することに決定いたしました。

次に、議案第14号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**川西農政課長** 議案第14号 農用地利用集積計画の決定について御説明申しあげます。

資料4を御覧ください。

平成27年3月5日付けで高松市長から農用地利用集積計画を定めたいので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求められております。

3枚目のページを御覧ください。

平成27年3月31日公告予定で1月に開催されました農業相談会の第1地区から第7地区までを集計表にしたものです。

新たに導入された農地システムでは筆数が表記されていませんが、1の利用権設定が1,055筆で合計面積が1,037,740.09平方メートル、2の所有権移転が1筆で面積1,056平方メートルとなっています。

次に、1ページから73ページまでについては、第1地区から第7地区までの権利の受け手農家と出し手農家の総括表です。

63ページをお開きください。

800番から最終73ページの850番までは、公益財団法人香川県農地機構と表記されていますが、これらは農地中間管理事業を活用したものです。この農地中間管理権を取得したものは51件、160筆で、合計面積が185,992平方メートルありますが、今後、担い手に転貸する農用地利用配分計画につきましては平成27年6月1日公告予定です。

最後に73ページを御覧ください。

900番は、昨年11月1日付けで香川県農地機構が特例事業として所有権を取得したものを売り渡す「農地売買事業」によるものです。

以上の計画内容は、高松市農業経営基盤強化促進基本構想の規定による全部効率利用要件、農作業常時従事要件等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上、平成27年3月31日公告予定分の農用地利用集積計画の決定について御審議いた

だきますよう、よろしくお願いいたします。

**議長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第14号 農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議長** 御異議が無いようでありますので、議案第14号については原案のとおり決定することにいたしました。

次に、議案第15号 農業経営改善計画の認定に係る意見についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

**川西農政課長** 議案第15号 農業経営改善計画の認定に係る意見については、資料5を御覧ください。

平成27年3月4日付けで高松市長から農業経営改善計画の認定に係る意見伺いが提出されております。

内容につきましては、農林水産課担当者から説明を申しあげます。

**農林水産課森主査** それでは御説明申しあげます。

資料の農業経営改善計画申請者一覧のとおり、今回27名の方から農業経営改善計画の認定申請書が提出されています。そのうち、1番から13番までの13名の方は再認定申請、14番から26番までの13名の方は新規認定申請、27番の1名の方が内容の変更認定申請をされたものです。終期を迎えて再認定を受けなかった方が2名、認定取消しの方が4名います。

続いて、各申請者の申請概要を御説明します。

1 ページを御覧ください。

1番の申請者の営農類型は、麦類作・水稻・ブロッコリーです。5年後の目標としては、高齢農家や兼業農家の遊休農地を借地して規模拡大を図るとともに、簿記記帳により経営状況の把握や経営分析を実施し、経営と家計の分離を図るというものです。

2番の申請者の営農類型は、酪農です。5年後の目標としては、経理データと牛群データとの一元化により経営分析能力を高め、補助事業、制度資金を利用して資本装備の充実を図るというものです。

3番の申請者の営農類型も、酪農です。5年後の目標としては、パーラー、フリーストールの導入により作業の省力化と労働時間の短縮を図り、牛群検定によるデータ管理をパソコンで行い生産性の向上につなげるというものです。

2 ページをお開きください。

4番の申請者の営農類型は、水稻・麦類作・豆類・作業受託です。5年後の目標としては、大型機械の活用により作業効率を向上させ、更なる経営規模の拡大を図るというものです。

5番の申請者の営農類型は、施設花卉・花木です。5年後の目標としては、自作地で

の施設整備と借地拡大を進め、省力化につながる機械設備を随時導入して経営安定と規模拡大を行っていくというものです。

6番の申請者の営農類型は、酪農・肉用牛です。5年後の目標としては、増頭と飼養管理の改善により育成率の向上を図るというものです。

3ページをお開きください。

7番の申請者の営農類型は、水稻・麦・柿・柿加工品・作業受託です。5年後の目標としては、柿の葉を材料としたお茶の加工販売について、更なる業務拡大を行うとともに経営の効率化を図るというものです。

8番の申請者の営農類型は、施設野菜・水稻です。5年後の目標としては、管理の自動化・省力化、生産コストの低減及び収量・品質の向上を図るというものです。

9番の申請者の営農類型は、果樹類・ブロッコリーです。5年後の目標としては、県推進品種であるシャインマスカットに改植して高品質・高付加価値生産を目指し、新規作目であるブロッコリー栽培を行い、複合的な経営により改植後のブドウの未収益期間を補てんするというものです。

4ページをお開きください。

10番の申請者の営農類型は、果樹類（カンキツ＋キウイフルーツ）です。5年後の目標としては、キウイフルーツの新品種導入により経営の安定化を図るというものです。

11番の申請者の営農類型も、果樹類（ハウスミカン＋露地ミカン）です。5年後の目標としては、小原紅、ゆら早生、寿太郎等の高品質・高収益品種を導入し、所得の向上を図るというものです。

12番の申請者の営農類型は、採種タマネギ・水稻・果樹類です。5年後の目標としては、採種タマネギの選別機の導入等により高品質化・省力化を図るというものです。

5ページをお開きください。

13番の申請者の営農類型は、水稻・麦類作・雑穀・豆類・露地野菜です。5年後の目標としては、新規作物としてはだか麦を導入し、作期分散を図るとともに所得の向上を目指すというものです。

14番からは新規申請です。

14番の申請者の営農類型は、施設野菜（イチゴ、野菜）・露地野菜・露地果樹・水稻・小麦です。5年後の目標としては、施設イチゴの栽培ピークの調整と定植増地（ハンモック式）の変更により生産性の向上を図るというものです。

15番の申請者の営農類型は、水稻・麦・露地果樹です。5年後の目標としては、近隣農地の借入れ・集積により経営規模を拡大し、低コスト化を図るとともに、後継者に技術指導し継続可能な農業経営を目指すというものです。

6ページをお開きください。

16番の申請者の営農類型は、ミニトマト・ブロッコリーです。5年後の目標としては、借地及び作業受託等により経営規模を拡大し所得の向上を図るとともに、次男を後継者

として経営に参画させて長期の経営安定を目指すというものです。

17番の申請者の営農類型は、水稻・麦・ブロッコリーです。5年後の目標としては、借地により経営規模を拡大し、新規作物としてブロッコリーを導入するというものです。

18番の申請者の営農類型は、水稻・麦・大豆・ブロッコリー・作業受託です。5年後の目標としては、経営規模の拡大と農業機械の有効活用によりコストを低減化し、新規作物として黒大豆、ブロッコリーを導入し所得の増大を図るというものです。

19番の申請者の営農類型は、水稻・露地野菜（ブロッコリー）です。5年後の目標としては、ブロッコリーの作付け拡大により所得向上を目指すというものです。

7ページを御覧ください。

20番の申請者の営農類型は、水稻・麦・大豆・露地野菜です。5年後の目標としては、借地及び作業受託により経営規模を拡大するとともに、新規作物として黒豆、ブロッコリーを導入し経営の安定を図るというものです。

21番の申請者の営農類型は、露地野菜（青ネギ+ブロッコリー）です。5年後の目標としては、今後は雇用により労働力を確保するとともに、機械化により作業効率の向上と規模拡大を目指すというものです。

22番の申請者の営農類型は、施設花卉・花木・果樹類です。5年後の目標としては、盆栽は輸出中心の生産にシフトさせ、ブルーベリーの作付規模の拡大と品質向上を図り、ブルーベリージャム、オリーブ塩蔵部門の充実により所得増大を目指すというものです。

8ページをお開きください。

23番の申請者の営農類型は、肉用牛（和牛繁殖）です。5年後の目標としては、優良繁殖牛の導入、自家育成牛の確保、飼養管理の改善等により増頭を図るとともに、自給飼料の増産により低コスト化を図るというものです。

24番の申請者は、農業生産法人で、営農類型は施設切花・露地切花・花木です。5年後の目標としては、原価計算管理ソフト「アイファーム」の導入により詳細な経営分析を行うとともに、消費者ニーズに対応した品種を栽培し、花の生産・加工・販売まで手掛ける6次産業化のビジネスモデルを確立するというものです。

25番の申請者の営農類型は、酪農です。5年後の目標としては、優良牛の導入を進めて乳量生産の増大を図るとともに、エコフィードの利用を進めて生産性の向上を目指すというものです。

9ページを御覧ください。

26番の申請者の営農類型は、トマト（施設）です。5年後の目標としては、現状収量が目標値の半分以下であるため、栽培体系の見直しを行うとともに、新品種の導入と夏季の高温対策を実施して収量改善を目指すというものです。

27番は変更申請です。

27番の申請者は、農業生産法人で、営農類型は水稻・麦・施設園芸・工芸作物です。5年後の目標としては、借地及び作業受託による経営規模の拡大、機械の大型化と先進



技術の導入による労働時間の短縮を図るとともに、水稻新品種「おいでまい」の導入により高付加価値化と収益の向上を図るといふものです。

以上で御説明を終わります。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第15号 農業経営改善計画の認定に係る意見については、異議の無い旨、回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第15号は異議の無い旨、回答することに決定いたしました。

次に報告として、農地法第4条第1項・第5条第1項関係諮問事案に対する農業委員会会長許可専決処分について事務局の報告を求めます。

**多田農地係長** それでは、農地法第4条第1項・第5条第1項関係諮問事案に対する農業委員会会長許可専決処分について御報告申しあげます。

資料6を御覧ください。

毎月の農地部会で御審議いただいた案件について、当月の22日前後に開催される香川県農業会議へ諮問し、許可相当との答申をいただいたものについて、平成27年2月9日から同年3月6日までに会長専決により許可書を発行したものであります。

まず、許可件数ですが、1月以前の農地部会議決分といたしまして4条が2件、5条が4件、2月議決分といたしまして4条が14件、5条が22件、合計で4条が16件、5条が26件です。許可保留件数につきましては、1月以前の農地部会議決分としまして4条は無く、5条が5件、2月議決分といたしまして4条が2件、5条が8件、合計で4条が2件、5条が13件です。取下げにつきましては、1月以前の農地部会議決分といたしまして4条が1件、5条が1件で、2月議決分は有りませんでした。

次に、許可保留及び取下げの内容について御説明申しあげます。

1 ページをお開きください。

4条関係につきまして、1月議決分の19番が先ほど御審議いただいた内容により2月16日付けで取下げになっています。

2 ページをお開きください。

2月議決分の7番と14番が開発許可未了で許可保留になっています。

3 ページをお開きください。

5条関係につきまして、1月議決分の2番と3番が開発許可未了及び直近事業造成工事未了で、17番、18番及び25番が開発許可未了で許可保留になっています。また、39番が先ほど御審議いただいた内容により2月16日付けで取下げになっています。

4 ページをお開きください。

2月議決分の2番、6番、9番、10番、16番及び18番が開発許可未了で許可保留になっています。

5 ページをお開きください。

27番及び28番が開発許可未了で許可保留になっています。

以上で今月の専決処分についての報告を終わります。

**議 長** ただ今の報告に対して御質問等は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、以上で報告を終わります。

以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで平成26年度第12回高松市農業委員会農地部会を閉会いたします。

午後4時37分 閉会

会 長

議事録署名委員  
部 会 長

委 員

委 員